

北海道根室振興局管内における根室湾中部漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月5日

協定認定日 令和6年3月21日

(目的)

第1条 本協定では、根室湾中部漁業協同組合に所属する漁業者等によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	別海町及び根室市地先海域	さけ くろまぐろ	さけ定置漁業
(2)	別海町及び根室市地先海域	ほたてがい	ほたてがいた網漁業
(3)	根室市地先海域	かれい類	かれい固定式刺し網漁業
(4)	根室振興局太平洋海域	けがに	かにかご漁業(けがに)
(5)	えりも以東太平洋海域	まいわし	火光を利用する敷網試験操業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- さけ 北海道資源管理方針別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域に定める資源管理の方向性
- くろまぐろ 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。)別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)、別紙2-2 くろまぐろ(大型魚)に定める目標
- ほたてがい 北海道資源管理方針別紙3-54 ほたてがい北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
- かれい類 北海道資源管理方針別紙3-41 くろがしらがれい根室海峡、別紙3-6 まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域に定める資源管理の方向性
- けがに 北海道資源管理方針別紙3-43 けがに根室周辺海域に定める資源管理の方向性
- まいわし 資源管理基本方針別紙2-6 まいわし太平洋系群に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	【さけ】 ●道が定めるふ化放流計画の放流尾数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。

	<p>●必要尾数に達しないことが見込まれる場合は、操業始期の後ろ倒しや漁具の撤去など、一般社団法人根室管内さけ・ます増殖事業協会（又は参加者間）で別途定めた親魚確保のために必要な措置を講ずる。</p> <p>○一般社団法人根室管内さけ・ます増殖事業協会と連携し、さけ親魚捕獲及びさけ稚魚の放流を行う。</p> <p>【くろまぐろ】</p> <p>●北海道くろまぐろ（小型魚）及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。</p> <p>さらに、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚及び大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）</p>
(2)	<p>●操業期間の10%以上を休漁する。</p> <p>○ほたてがい稚貝の放流を行う。</p> <p>○操業区域を制限する。</p>
(3)	<p>●根室湾中部漁業協同組合行使規則で定める承認の数から10%以上削減した隻数を操業隻数とする。</p> <p>○操業期間の15%以上を休漁する。</p> <p>○くろがしらがれい稚魚の放流に取り組む。</p> <p>○全長35cm未満のまつかわについては、海中還元する。</p>
(4)	<p>●操業期間の13%以上を休漁する。</p>
(5)	<p>●根室市まいわし漁業者連絡協議会に所属する漁業者による漁獲量の総量が、根室市まいわし漁業者連絡協議会へ配分された採捕目安量の9割に達した後においては、到達した日の翌日から漁期終了日まで、まいわしを対象とする操業を自粛する。</p> <p>ただし、根室市まいわし漁業者連絡協議会への追加配分等により、消化率が9割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。</p>

（●：主要な取組、○：その他の取組）

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の主要な取組については、それぞれ次の表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、その他の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認おける証拠書類等
(1)	<p>【さけ】</p> <p>捕獲・採卵実績、漁協伝票、写真等</p> <p>【くろまぐろ】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲実績がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ・漁獲実績がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真
(2)	漁協伝票等
(3)	共同漁業権行使承認台帳等
(4)	資源管理の状況等の報告書等
(5)	法第30条に基づくTAC報告、漁協伝票等

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事（以下「知事」という。）に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力、その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規定等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定代表者の機能及び経費の負担)

第9条 全ての参加者の代理権を有するもの（以下「協定代表者」という。）は次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に

違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務。

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続きを経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続きにおいて全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定代表者は、本協定の手続きを経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 協定代表者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

4 協定にかかる事務手続き及び報告については、根室湾中部漁業協同組合が処理するものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第 10 条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

（あつせんすべきことを求める場合の手続き）

第 12 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

（その他）

第 13 条 本協定に定めない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。